

軽自動車税の税率(税額)について

原動機付自転車

原動機付自転車とは、125cc以下のバイクとミニカーのことをいいます。
バイクは、排気量によって次の3種類に分類されます。

原動機付自転車		
税率(税額)	標識色	排気量
2,000円	白色	50cc以下(第1種)
	黄色	50cc超90cc以下(第2種乙)
2,400円	桃色	90cc超125cc以下(第2種甲)

ミニカーとは、50cc以下の三輪以上のものです。ただし、屋根付三輪は除きます。

ミニカー		
税率(税額)	標識色	排気量
3,700円	水色	三輪以上のもので排気量が20cc超50cc以下

小型特殊自動車

小型特殊自動車とは、農耕作業用とその他のものとして分類され、税率(税額)が異なります。

- 農耕作業用 トラクター、スピードスプレーヤー、コンバイン 等
- その他のもの フォークリフト、ロードローラー 等

※寸法、最高速度等によっては、大型特殊自動車に分類される車両もありますのでご注意ください。(大型特殊自動車は、陸運事務所で、ナンバープレートの交付を受けるようになります。)

小型特殊自動車		
税率(税額)	標識色	種類
2,400円	緑色	農耕作業用のもの
5,900円		その他のもの(飯綱町 特)

二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車

二輪の軽自動車には、250cc以下のオートバイや雪上車を含みます。

二輪の軽自動車		
税率(税額)	標識色	排気量
3,600円	白色	排気量125cc超250cc以下のオートバイ等

二輪の小型自動車とは、250cc超のオートバイのことをいいます。

二輪の小型自動車		
税率(税額)	標識色	排気量
6,000円	白色	排気量250cc超のオートバイ

三輪以上の軽自動車

三輪以上の軽自動車は、初度検査年月によって税率が異なります。

三輪以上の軽自動車				
種別	標識色	平成26年度以前 ※1	平成27年度以降新車 ※2	平成28年度以降 13年超 ※3
三輪のもの		3,100円	3,900円	4,600円
四輪乗用	自家用	黄色	7,200円	12,900円
	営業用	黒色	5,500円	8,200円
四輪貨物	自家用	黄色	4,000円	6,000円

	営業用	黒色	3,000円	3,800円	4,500円
--	-----	----	--------	--------	--------

- 平成27年3月31日までに新規登録をした車両(初めて車両番号の指定を受けた車両)は、新規登録後13年まで、現行税率(平成26年度と同じ税額)のままです。(※1)
- 平成27年4月1日以降に新規登録する車両から新税率が適用されます。(※2)
- 初めて車両番号の登録を受けた月から13年を経過した車両(電気軽自動車等を除く)は、平成28年度から、経年重課の税率が適用されます。(※3)

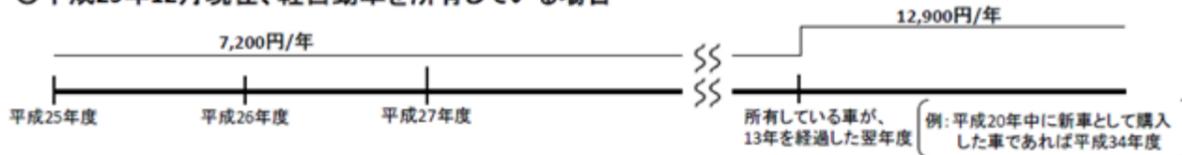
参考:軽自動車税の税負担の例(四輪乗用・自家用車の場合)】

- 平成27年4月1日に新規取得(新規検査)した新車の税率は、平成27年度課税分から新税率の10,800円となります。
- 平成27年4月2日以降に新規取得(新規検査)した新車の税率は、平成28年度課税分から新税率の10,800円となります(平成27年度は課税されません)。

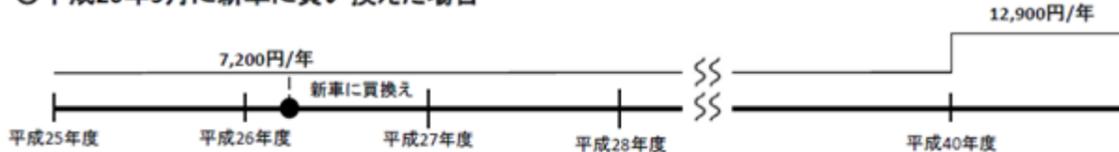
※軽自動車税は、毎年4月1日現在、所有者として登録されている人に課税されます。

- 自動車検査証の『初年度検査年月』欄に「平成27年4月～平成28年3月」の期間内の年月の記載がある場合は、平成41年度課税分から12,900円(経年重課税率)となります。
- 経年重課税率は平成28年度課税分から適用となります。平成28年度に経年重課税が適用となる車両は、自動車検査証の『初年度検査年月』欄に「平成14年」以前の記載がある車両です。
- 中古車を購入した場合の軽自動車税も、自動車検査証の『初年度検査年月』によって税率を決定します。
- 自動車検査証の『初年度検査年月』が「平成27年3月」以前の場合、初年度検査年月から13年を経過するまでの税率は、現行税率の7,200円です。
- 自動車検査証の『初年度検査年月』が「平成27年4月」以後の場合、初年度検査年月から13年を経過するまでの税率は、新税率の10,800円です。

○平成25年12月現在、軽自動車を所有している場合



○平成26年5月に新車に買い換えた場合



○平成27年5月に新車に買い換えた場合



○平成27年5月に中古車に買い換えた場合



※最初の新規検査とは

「最初の新規検査」とは、新規検査(新車)のことをいいます。軽三輪と軽四輪については新規検査(新車)の実施年月で税率を判定します。なお、最初の新規検査年月は、自動車検査証の「初年度検査年月」で確認できます。

車 両 番 号		交 付 年 月 日	初 度 検 査 年 月	自 動 車 の 種 類	用 途	自 家 用 ・ 業 務 用 の 別	車 体 の 形 状		
		平成 年 月 日	平成 年 月						
車 台 番 号		乗 車 定 員	最 大 積 載 量	車 両 重 量	車 両 総 重 量	長 さ	幅	高 さ	
		人				Kg	cm	cm	
車 名	型 式	原 動 機 の 型 式	燃 料 の 種 類	※ 最 初 の 新 規 検 査 年 月		後 軸 重	型 式 指 定 番 号	類 別 区 分 番 号	
						Kg			

車検(検査)の種類には、以下のものがあります。

○新規検査(新車) ⇒ 最初の新規検査に該当する

「新規検査(新車)」とは、今までに車両番号の指定を受けたことのない軽自動車を、新たに使用しようとするとき受ける検査です。

○新規検査(中古車) ⇒ 最初の新規検査に該当しない

「新規検査(中古車)」とは、一時、使用することを中止する手続きをした自動車を再度使用しようとするときに受ける検査です。

○継続検査 ⇒ 最初の新規検査に該当しない

「継続検査」とは、自動車検査証の有効期限が満了した後も、引き続きその自動車を使用しようとするときに受ける検査です。

一般的に「車検」呼ばれる検査がこれにあたります。

■ 三輪及び四輪の軽自動車にグリーン化特例(軽課)が適用されます

平成28年度課税時に、三輪及び四輪の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、グリーン化特例(軽課)が適用されます。

<適用条件>

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに最初の新規検査を受けた三輪及び四輪の軽自動車(新車に限る。)で、次の基準を満たす車両について、

当該取得をした日の属する年度の翌年度(平成28年度)分の軽自動車税に限り、グリーン化特例(軽課)を適用します。

車種区分				税 率 (年税額)		
				(工)	(オ)	(カ)
軽自動車	三輪			1,000円	2,000円	3,000円
	四輪以上	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
			自家用	2,700円	5,400円	8,100円
		貨物用	営業用	1,000円	1,900円	2,900円
			自家用	1,300円	2,500円	3,800円

(工) 電気自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス10%低減)

(オ) 乗 用:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準+20%達成車
貨物用:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+35%達成車

(カ) 乗 用:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準達成車
貨物用:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+15%達成車

※ (オ)、(カ)については、揮発油(ガソリン)を内燃機関の燃料とする軽自動車に限ります。

※ 各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。